

第 116 号議案 平成25年度一般会計補正予算

平成 25 年 9 月 9 日
第 13 回 福岡県議会定例会議案 その1

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
116	平成25年度福岡県一般会計補正予算（第1号）	1

一 般 会 計

第 116 号議案

平成25年度福岡県一般会計補正予算（第 1 号）

平成25年度福岡県の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,510,168 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,645,213,635 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成25年 9 月12日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		274,528,378	76,753	274,605,131
	1 地方交付税	274,528,378	76,753	274,605,131
9 国庫支出金		199,600,140	9,125,898	208,726,038
	1 国庫負担金	109,581,061	165,170	109,746,231
	2 国庫補助金	84,284,584	8,960,728	93,245,312
12 繰入金		71,541,982	947,666	72,489,648
	2 基金繰入金	67,345,757	947,666	68,293,423
13 繰越金		1	975,486	975,487
	1 繰越金	1	975,486	975,487
14 諸収入		137,344,178	924,665	138,268,843
	5 受託事業収入	2,263,981	924,646	3,188,627
	8 雑収入	5,847,036	19	5,847,055

15 県	債		263,158,300	1,459,700	264,618,000	
		1 県	債	263,158,300	1,459,700	264,618,000
歳 入 合 計			1,631,703,467	13,510,168	1,645,213,635	

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		49,504,271	477,515	49,981,786
	1 総 務 管 理 費	23,274,078	6,339	23,280,417
	2 企 画 費	4,152,211	471,176	4,623,387
3 保 健 費		213,492,382	1,181,615	214,673,997
	4 医 薬 費	8,226,129	1,181,615	9,407,744
4 環 境 費		3,880,470	1,900,000	5,780,470
	1 環 境 費	3,880,470	1,900,000	5,780,470
5 生 活 労 働 費		151,429,938	181,869	151,611,807
	2 福 祉 企 画 費	2,980,405	2,863	2,983,268

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 児童家庭費	48,204,757	46,697	48,251,454
	5 生活保護費	40,788,785	16,162	40,804,947
	7 労働企画費	2,270,086	116,147	2,386,233
6 農林水産業費		58,674,621	2,634,905	61,309,526
	2 農業費	10,274,590	2,610,377	12,884,967
	3 畜産業費	1,146,111	15,218	1,161,329
	6 水産業費	4,361,288	9,310	4,370,598
8 県土整備費		133,081,793	5,418,951	138,500,744
	2 道路橋りょう費	59,241,828	2,922,157	62,163,985
	3 河川海岸費	37,743,651	2,496,794	40,240,445
9 警察費		122,801,851	488,922	123,290,773
	1 警察管理費	119,711,648	488,922	120,200,570
10 教育費		404,542,578	133,322	404,675,900
	6 社会教育費	3,606,556	5,440	3,611,996

	9 私立学校費	43,259,244	127,882	43,387,126
11 災害復旧費		5,033,799	1,093,069	6,126,868
	1 農林水産施設災害復旧費	2,091,344	385,141	2,476,485
	2 土木施設災害復旧費	2,942,455	707,928	3,650,383
歳 出	合 計	1,631,703,467	13,510,168	1,645,213,635

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
吉塚合同庁舎照明設備改修費	平成26年度	100,608千円
県防災拠点施設設備整備費	平成26年度	60,480千円
福岡県総合福祉施設照明設備改修費	平成26年度	31,236千円
新分野展開企業雇用創造事業費	平成26年度	981,966千円
図書館照明設備改修費	平成26年度	71,316千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
漁業近代化資金利子補給	平成26年度から 平成41年度まで	51,388千円 ただし、平成25年度利子補給対象融 資限度額 800,000千円	平成26年度から 平成41年度まで	60,904千円 ただし、平成25年度利子補給対象融 資限度額 1,000,000千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生活労働施設整備事業費	1,336,000	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成25年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	1,340,100	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成25年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
河川事業費	12,352,600				12,881,600			
砂防事業費	3,278,000				3,373,600			
海岸事業費	532,200				738,300			
道路事業費	28,768,900				28,862,300			
警察施設整備事業費	2,571,600				3,011,600			
教育施設整備事業費	13,174,900				13,184,300			
災害復旧事業費	1,446,900				1,523,300			
総務施設整備事業費					5,700			
計	263,158,300							

